

新型コロナウイルス感染防止 ハンドブック Ver. 2

新型コロナウイルスの感染防止策(体温管理の徹底、マスクの着用、手指の消毒、三密の回避、マスクを外しての会話禁止、換気の励行)を講じ、本学から感染者をださないように感染防止に努めましょう。

2021年6月1日版



札幌保健医療大学

学籍番号

氏名

ハンドブック Ver. 2 作成にあたって

新型コロナウイルス感染症が確認されてから早くも1年以上が経過しました。世界としては「With コロナ」や「After コロナ」といった、新型コロナウイルス感染症とうまく付き合いながら過ごす日々が続いています。今回、昨年度まで作成していたガイドラインと別冊を統合し、新型コロナウイルス感染症への対応がより分かりやすいようにハンドブックとしました。

幸いにも、本学の感染者は学生・教職員の努力により最小限に留まっており、保健医療専門職者を目指す学生の皆さんの感染防止対策に対する意識の高さを感じます。しかし、変異した新型コロナウイルスも出現していますので、予断を許さない状況となっています。

緊張感を維持しつつ、基本に戻って新型コロナウイルスの感染防止策を講じていきましょう。また、いまだに、感染者に対する偏見や差別はなくなっていないかもしれません。こうした偏見や差別は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく、感染者やその家族に対して過度な不安や恐怖を与えたり、感染の報告や検知を遅らせたりするなど感染拡大につながります。一人ひとりが責任ある言動・行動をとりましょう。

目 次

1. 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	1
(1) 目的	
(2) 危機管理委員会の役割	
(3) 新型コロナウイルス感染症の予防教育の徹底	
(4) 新型コロナウイルス感染症の予防環境づくり	
(5) 新型コロナウイルス感染症の発生時の対応	
(6) 「危機管理基準(別表)」に基づく危険ステージの判断	
(7) 学生の欠席対応	
(8) 感染症予防における教職員の役割	
(9) 学外実習における対応	
(10) 感染症拡大による遠隔授業の実施について	
2. 通学について	4
(1) 検温について	
(2) 北海道内外へ移動した場合の通学について	
(3) 対面授業における授業時間変更について	
(4) 公共交通機関の利用について	
(5) 通学バスについて(利用者のみ)	
3. 大学内での生活について	5
(1) 登下校および学内のマスク着用について	
① 正しいマスク着用の仕方	
② マスク着用中の注意点	
③ 正しいマスクの外し方	
(2) アルコール消毒について	
(3) 手洗いについて	
(4) 学生ロッカー室について	
(5) 学内施設の利用時間について	
(6) トイレの使用について	
(7) 教室の使用について	
(8) 演習室の使用について	
(9) 情報処理室の利用について	
(10) 事務局への出入りについて	
(11) 図書館の利用について	
(12) ラウンジの使用について	
(13) 食事時の注意について	
(14) 体育館の利用について	
(15) グラウンドの利用について	

4. 大学外での生活について	12
5. 感染した場合について	14
6. 濃厚接触者と判断された場合について	16
7. 同居者が「濃厚接触者の認定をされた」または 「PCR 検査を受診することになった」場合について	18
8. 「危機管理基準(別表)」に基づく危険ステージの判断	19
9. 参考資料	20
(1) 体温管理表	
(2) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)罹患報告書	
(3) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)濃厚接触者報告書	
(4) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)PCR 検査受診報告書	

1. 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

(1) 目的

札幌保健医療大学における新型コロナウイルス感染症の予防・対策を徹底し、教職員および学生の健康を確保しつつ、安心して学生が学修し、教職員が学修支援をすることができる環境を整備し維持する。

(2) 危機管理委員会の役割

危機管理委員会は定期的を開催し、次の内容については全教職員に速やかに周知する。また、緊急な対策については学生に緊急メール、掲示板等で周知する。

- ①わが国、北海道および札幌市の感染状況に関する情報を収集する。
- ②学生の欠席状況の把握と分析を行う。
- ③教職員の勤務状況の把握と分析を行う。
- ④新型コロナウイルス感染症予防策を立案し推進する。

(3) 新型コロナウイルス感染症の予防教育の徹底

- ①新入生、在学生ガイダンスにおいて感染症予防教育を行う。
- ②専任教員は授業等を通して、感染予防の指導を行う。
- ③教職員は、学生および外部来訪者等に対し、適切な予防行動を指導する。
- ④危機管理委員会は、定期的あるいは緊急を要すると判断した場合は、危機管理委員長名で感染予防の注意喚起または再教育を実施する。
- ⑤国の指針に従い、新型コロナウイルス感染予防のため、積極的にワクチン接種の指導を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症の予防環境づくり

- ①入校時等のアルコール手指消毒、トイレ使用後の正しい手洗いを徹底する。
- ②講義室の座席指定および帰宅時の机と椅子のアルコール消毒を実施する。
- ③ラウンジの使用人数の制限、座席配置および近距離での会話・発声の禁止を徹底する。
- ④演習室は授業以外での使用を禁止する。
- ⑤定期的な換気を実施する。
- ⑥学内外でのマスク着用(できる限り不織布のもの、以下同じ)を徹底する。
- ⑦公共交通機関および通学バス内での会話・発声の禁止を徹底する。
- ⑧諸外国への渡航禁止、都府県への不要不急の旅行(出張含む)の自粛を徹底する。
- ⑨三つの密(「密閉空間」、「密集場所」および「密接場面」)のいずれかに係るイベント、会合への参加自粛を徹底する。
- ⑩アルバイト自体を禁止するものではないが、三つの密のいずれかに係るアルバイトの禁止を徹底する。

※三つの密となりうるアルバイト例：

換気が悪いまたは接待を伴う飲食店、遊興施設、スポーツクラブ、マスク着用のできないアルバイト全般

(5) 新型コロナウイルス感染症の発生時の対応

- ①教職員または学生が感染した場合は、P. 14 のとおり対応する。
- ②教職員または学生が、濃厚接触者となった場合は、P. 16 のとおり対応する。
- ③危機管理委員長は、緊急に危機管理委員会を開催し、保健所等の指示に従い、「危機管理基準(別表)」(以下「別表」という)に基づいて対応し、直ちに教職員(非常勤講師含む)および学生に周知するとともに、速やかに実習施設などに連絡する。
- ④必要な事項を文部科学省および吉田学園危機対策本部に報告する。

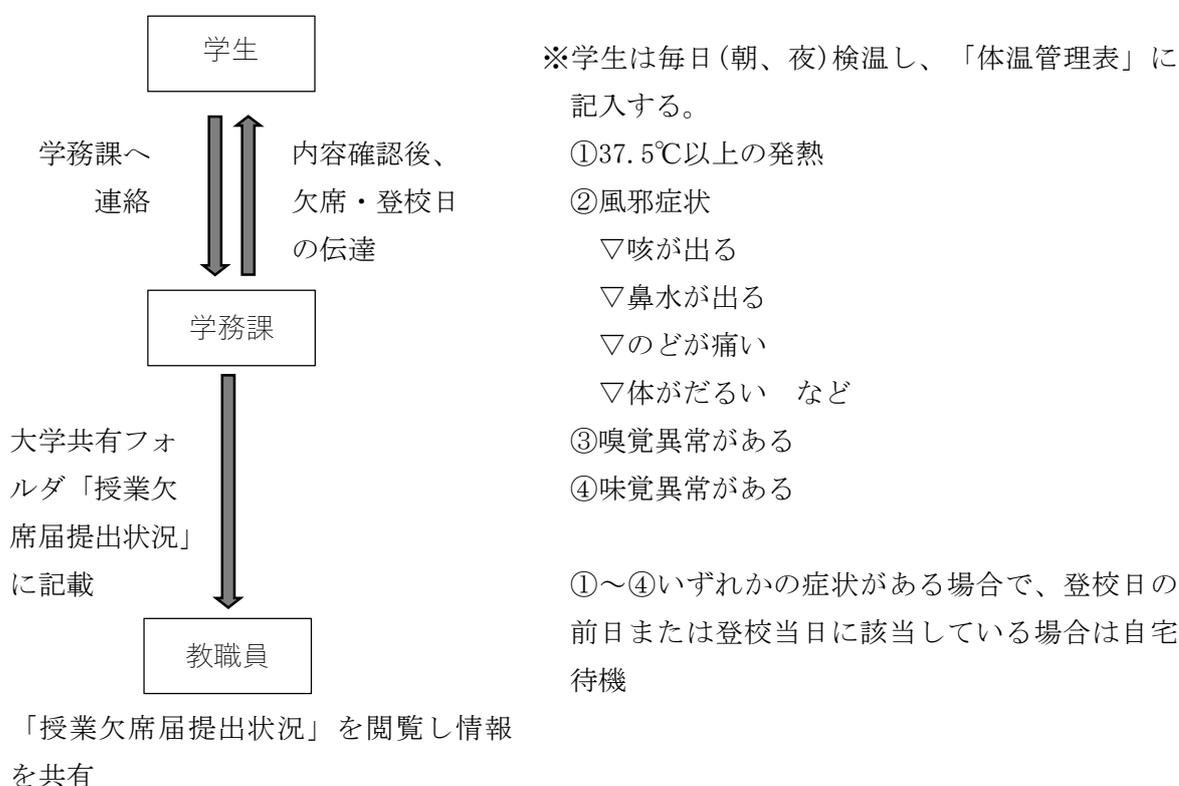
(6) 「危機管理基準(別表)」に基づく危険ステージの判断

「別表」の状態が発生した場合は、状況によって定例・緊急の危機管理委員会を招集し、現状分析、判断のもとに「別表」に基づいた危険ステージの判断を行う。

(7) 学生の欠席対応

- ①登校日当日に学生から発熱等の連絡があったときは、事務局学務課が自宅待機を指示する。
- ②事務局学務課より自宅待機の指示を受けた学生は、「授業欠席届」を Forms から入力し、学務課にて共有フォルダ内の「授業欠席届提出状況」に記録する。
- ③授業担当者は、欠席または登校禁止となった学生に対して、不利益とならないように補講または課題提出等の措置を講じる。具体的な措置については、Teams 学務掲示板および札幌医ポータルサイトに掲載する。

【欠席対応の流れ】



※平熱が高い学生や持病による有症状のある学生、平熱より 0.5℃以上の体温上昇がある学生については、個別に対応する。

(8) 感染症予防における教職員の役割

① 教職員

授業および個別の関わりにおいて、「体温管理表」の症状がある学生を発見した場合は、健康管理室での相談を促す。

② 学年担任

- 1) 学担は、欠席または登校禁止の学生の状況を把握し、必要な場合は学科長および事務局学務課に報告する。
- 2) 学担は、学生が登校した時に欠席した期間の履修について指導する。

(9) 学外実習における対応

危機管理委員会が学外実習実施の可否を判断し、実施可能となった場合は、以下に従う。

- ① 学内の対応基準をふまえ、各学科で臨地実習における感染症対応を作成し、実習前に各実習施設と調整・協議を行う。
- ② 「健康管理票」による学生の健康管理を実習前、中、後を通して行う。
- ③ 個々の学生の実習の可否については、それぞれの実習施設の指示に従う。
- ④ 実習施設側の状況の変化(院内感染の発生など)等があれば、実習施設内の対応マニュアルに従う。また、学科で状況の情報収集に努め、危機管理委員会に報告する。

(10) 感染症拡大による遠隔授業の実施について

本学が学則第 22 条第 2 項で規定している遠隔授業については、感染症が拡大し、特例措置としての授業方法の実施であっても以下のことを厳守し、対面授業に相当する教育効果を有する内容を実施する。

- ① 遠隔授業を受講できる学生は、対面授業を受講できる学生であること。
- ② 遠隔授業は自宅(または実家)におけるものであること。

2. 通学について

(1) 検温について

①必ず毎朝の体温測定を行い、体温管理表に記入しましょう。毎朝の検温は、保健医療専門職者の基本ですので、習慣にしましょう。

体温計を持っていない学生には、事務局学務課で体温計を臨時的に貸し出しています。

②校舎への入り口である4号館1階正面玄関に非接触型熱感知カメラを設置しています。必ずカメラの前で、登校時の体温測定を行ってください。体温が設定温度 37.5℃以上の場合は、画面が赤く表示され、警告音が鳴るとともに英語で案内があります。警告音が鳴った学生には、再度、検温しますので、事務局学務課または健康管理室まで来てください。

(2) 発熱時などの対応について

登校前日と当日に

- 1) 37.5℃以上の発熱がある
- 2) 風邪症状(咳が出る、鼻水が出る、のどが痛い、体がだるいなど)
- 3) 嗅覚異常がある
- 4) 味覚異常がある

いずれかに該当する症状がある場合は、大学に登校せず、事務局学務課に電話【Tel 011-792-3350】で連絡をしてください。欠席した授業科目などについては、不利益にならないよう適切な配慮を行います。

また、1)～4)の症状が**2日間継続した場合は、必ず医療機関で診察を受け医師の指示に従ってください。**この場合、欠席を証明する書類として、医療機関に支払った領収書の写しを添付してもらいますので、大切に保管してください。

なお、医師に指示された内容について、必ず事務局学務課に連絡してください。

(3) 北海道内外(国外含む)へ移動した場合の通学について

実家への帰省、就職活動などでの移動後に、大学へ登校する場合は、登校前日と当日に発熱(37.5℃以上)がない、風邪症状(咳が出る、鼻水が出る、のどが痛い、体がだるいなど)がない、および嗅覚や味覚に異常がないことが登校の条件となります。

(4) 公共交通機関の利用について

乗車の際は、**必ずマスクを着用**しましょう。**不要な会話はせず**、できるだけ素手でつり革・手すりなどに触れないようにしましょう。窓を開けて走行している場合があるため、寒さ対策などをして乗車しましょう。

(5) 通学バスについて(利用者のみ)

乗車の際は、**必ずマスクを着用**しましょう。通学バス内は密集する場所なので、窓を開けたまま走行しますので寒さ対策の上、乗車しましょう。状況によっては乗車人数の制限をする場合があります。また、通学バス内では**不要な会話はしない**ようにしましょう。通学バス内の椅子などの消毒は、バス運行委託会社が行います。

3. 大学内での生活について

(1) 登下校および学内のマスク着用について

飛沫感染防止のために非常に重要です。大学に登校の際は**必ずマスクを着用**しましょう。

①正しいマスク着用の仕方



※厚生労働省 HP より

②マスク着用中の注意点

- ▼使用中はなるべくマスクに触らないようにする。
- ▼口周りを覆うフィルター部分には触らないように注意する。
※触った時はすぐに手を洗う。

③正しいマスクの外し方

- ▼ゴムの部分を持ち、上の方に移動させる。
- ▼フィルター部分の表面に触らないよう注意して、顔から外す。



- ▼すぐに手を洗う。

※マスクを捨てる場合は、1・4号館は1F正面玄関付近に専用のゴミ箱を設置していますので、そちらに捨ててください。

(2) アルコール消毒について

正面玄関、トイレ内、教室前など校舎内に設置されているアルコールで手指の消毒をしましょう。



(3) 手洗いについて

大学内では感染症予防となる手洗いを定期的に行いましょう。正しい手洗いの方法は次の通りです。しっかりと洗いましょう。手洗い方法はトイレ内などに掲示しています。



※厚生労働省 HP より

(4) 学生ロッカー室について

換気のため常時、換気扇をまわし、必要に応じて扉と窓を開けておきます。着替えを行う時は、窓を閉めてください。着替えが終わったら窓を開けてください。



(5) 学内施設の利用時間について

本冊子に綴じ込まれている「危機管理基準(別表)」に基づく危険ステージの判断により利用時間が変更になりますので、危険ステージの確認をしてください。

(6) トイレの使用について

トイレを使用して水を流す場合は、必ずフタを閉めてから流すようにしましょう。フタを開けたまま水を流すとウイルスや菌などが空气中に飛散して人へ感染する危険性が高まります。

(7)教室の使用について

教室は万が一に感染者(濃厚接触者を含む)が発生した場合のことを考慮し、すべて指定席になっています。間違えないように着席しましょう。

必ずマスクを着用しましょう。

①教室は、必修科目の授業時は次のとおり学科・学年指定になっています。教室に掲示されている図を確認してください。

- 1)看護学科1年次 : 4308教室(4号館3階)
- 2)看護学科2年次 : 5314教室(5号館3階)
- 3)看護学科3年次 : 1301・1302教室(1号館3階)
- 4)看護学科4年次 : 1201・1202教室(1号館2階)

※2教室を使用します。1201教室での授業を1202教室のスクリーンに投影します。

- 5)栄養学科1年次 : 4304教室(4号館3階)
- 6)栄養学科2年次 : 4201教室(4号館2階)
- 7)栄養学科3年次 : 4303教室(4号館3階)
- 8)栄養学科4年次 : 3301教室(3号館3階)

②教室内の座席は、**個人の指定席**となっています。必ず、前方に貼ってある座席表に従って着席しましょう。

③授業を行う教員は飛沫感染防止のために、マスク(必要に応じてフェイスシールド)着用で授業を行います。

④グループワークにおける学修では、以下のことに注意しましょう。

- 1)出来るだけ対面を避ける(避けられない場合は、フェイスシールドや透明ボードを活用)。
- 2)マスク着用のため、発言が聞き取りにくい場合であっても、距離を保ち、大声を出さない。
- 3)通常形式の学修よりも空気の流れを作るため、ドアおよび窓を開放、換気扇を常に回す。

⑤教室内では、授業中の私語はもちろんのこと、必要のない会話はできる限りしないでください。会話する場合は、十分な距離(手を伸ばしても届かない距離)をとってください。

⑥教室は多くの学生が密集する部屋ですので、チャイムが鳴ったら、窓・扉を2か所以上開けて、定期的(30分毎)に5分程度の換気を行ってください。

限目	目安時間	限目	目安時間	限目	目安時間
1限目	10:00	3限目	14:00	5限目	17:20
	10:30		14:30		17:50
2限目	11:40	4限目	15:40		
	12:10		16:10		

⑦**使用した自分の机・椅子は、授業終了後**、教室内に設置されている消毒グッズ(スプレーボトル(エタノール製剤)、ペーパータオル)で**必ず消毒してから帰宅**しましょう。消毒は、感染予防の重要な手段なので、皆で協力して行ってください。

※消毒の仕方

- 1)スプレーボトル(エタノール製剤)の液をペーパータオルに噴霧する。
- 2)ペーパータオルで机・椅子を拭き取る。
- 3)ペーパータオルをゴミ箱に捨てる。

⑧指定された教室以外の場所は、大学側で消毒します。

(8) 演習室の使用について

演習室は常時、施錠を行い、授業以外の使用を禁止します。使用する場合は授業科目担当教員の指示に従ってください。

- ① 授業を行う教員は飛沫感染防止のために、マスク(必要に応じてフェイスシールド)着用で授業を行います。
- ② 演習室内では、授業中の私語はもちろんのこと、必要のない会話はできる限りしないでください。会話する場合は、十分な距離(手を伸ばしても届かない距離)をとってください。
- ③ 演習室は狭い部屋ですので、チャイムが鳴ったら、窓・扉を2か所以上開けて、定期的(30分毎)に5分程度の換気を行ってください。

限目	目安時間	限目	目安時間	限目	目安時間
1 限目	10 : 00	3 限目	14 : 00	5 限目	17 : 20
	10 : 30		14 : 30		17 : 50
2 限目	11 : 40	4 限目	15 : 40		
	12 : 10		16 : 10		

- ④ **使用した自分の机・椅子は、授業終了後、教室内に設置されている消毒グッズ(スプレーボトル(エタノール製剤)、ペーパータオル)で必ず消毒してから帰宅**しましょう。消毒は、感染予防の重要な手段なので、皆で協力して行ってください。

※消毒の仕方

- 1) スプレーボトル(エタノール製剤)の液をペーパータオルに噴霧する。
- 2) ペーパータオルで机・椅子を拭き取る。
- 3) ペーパータオルをゴミ箱に捨てる。

(9) 情報処理室の利用について

情報処理室は、密集した使用を避けるため、座席配置の変更および使用定員の制限をしています。また、4104、4105情報処理室については、一つの教室として利用します。**必ずマスクを着用**しましょう。

①情報処理室の使用定員の制限は次のとおりとします。

1) 2号館

▼2101自習室 : 23名

▼2102情報処理室 : 27名

2) 4号館

▼4104、4105情報処理室 : 56名

②授業を行う教員は飛沫感染防止のために、マスク(必要に応じてフェイスシールド)着用で授業を行います。

③情報処理室内では、授業中の私語はもちろんのこと、必要のない会話はできる限りしないでください。会話する場合は、十分な距離(手を伸ばしても届かない距離)をとってください。

④情報処理室は多くの学生が密集する部屋ですので、チャイムが鳴ったら、窓・扉を2か所以上開けて、定期的(30分毎)に5分程度の換気を行ってください。

限目	目安時間	限目	目安時間	限目	目安時間
1限目	10:00	3限目	14:00	5限目	17:20
	10:30		14:30		17:50
2限目	11:40	4限目	15:40		
	12:10		16:10		

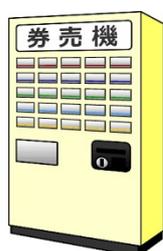
⑤**使用した自分の机・椅子・キーボード・マウスは、授業終了後、教室内に設置されている消毒グッズ(スプレーボトル(エタノール製剤)、ペーパータオル)で必ず消毒してから帰宅**しましょう。消毒は、感染予防の重要な手段なので、皆で協力して行ってください。

※消毒の仕方

- 1) スプレーボトル(エタノール製剤)の液をペーパータオルに噴霧する。
- 2) ペーパータオルで机・椅子を拭き取る。
- 3) ペーパータオルをゴミ箱に捨てる。

(10) 事務局への出入りについて

事務局の混雑状況をみて出入りをしましょう。必要な証明書がありましたら所定の「申請書」に必要事項を記入し、手数料分の「申請券」を貼って学務課に提出します。入口から見て混雑しているときは、時間を置いて入るなど混雑を避けてください(券売機は事務室内に入ってすぐの総務課前にあります)。



(11) 図書館の利用について

- ①本冊子に綴じ込まれている「危機管理基準」に基づく危険ステージの判断により利用時間が変更になります。図書館ホームページまたは図書館の掲示板を確認してください。
- ②利用者の人数によって入場制限を行う場合がありますので、職員の指示に従ってください。
- ③座席数については、万が一の感染症発生を考慮して座席の間隔を空けています。また、利用の際は**必ずマスクを着用**しましょう。
- ④図書館は多くの学生が密集する部屋ですので、窓・扉を2か所以上開け換気を行います。
- ⑤**使用した閲覧席などについては、使用后、**図書館内に設置されている消毒グッズ(スプレーボトル(エタノール製剤)、ペーパータオル)で**必ず消毒してから、退室**しましょう。消毒は、感染予防の重要な手段なので、皆で協力して行ってください。

※消毒の仕方

- 1) スプレーボトル(エタノール製剤)の液をペーパータオルに噴霧する。
- 2) ペーパータオルで机・椅子を拭き取る。
- 3) ペーパータオルをゴミ箱に捨てる。

(12) ラウンジの使用について

密集した使用を避けるため、ラウンジの使用人数を制限します。ラウンジの使用時も**必ずマスクを着用**しましょう。

- ① 1号館1階・2階のラウンジ、2号館1階・3階のラウンジ、4号館2階・3階のラウンジ、5号館1階・2階・3階のラウンジが使用人数制限の対象です。4号館3階の和室は密集しやすいので、当面の間、使用を禁止します。
- ②ラウンジでは、**近距離内(お互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声はしない**ようにしましょう。十分距離をとって会話しましょう。
- ③ラウンジは多くの人が行き来する場所ですので、窓などを2か所以上開け換気を行います。
- ④**使用した自分のテーブル・椅子は、使用后、**ラウンジ内に設置されている消毒グッズ(スプレーボトル(エタノール製剤)、ペーパータオル)で**必ず消毒してから帰宅**しましょう。消毒は、感染予防の重要な手段なので、皆で協力して行ってください。

※消毒の仕方

- 1) スプレーボトル(エタノール製剤)の液をペーパータオルに噴霧する。
- 2) ペーパータオルで机・椅子を拭き取る。
- 3) ペーパータオルをゴミ箱に捨てる。

(13) 食事時の注意について

食事時はマスクを外すこととなりますので、以下の点を**厳守**してください。

①学内の決められた場所で、**黙って食事**をしましょう。

※「学内の決められた場所」については、原則、以下の通りです。

- 1) 看護学科 1 年次 : 4 3 0 8 教室 (4 号館 3 階)
- 2) 看護学科 2 年次 : 5 3 1 4 教室 (5 号館 3 階)
- 3) 看護学科 3 年次 : 1 3 0 1 ・ 1 3 0 2 教室 (1 号館 3 階)
- 4) 看護学科 4 年次 : 1 2 0 1 ・ 1 2 0 2 教室 (1 号館 2 階)
- 5) 栄養学科 1 年次 : 4 3 0 4 教室 (4 号館 3 階)
- 6) 栄養学科 2 年次 : 4 2 0 1 教室 (4 号館 2 階)
- 7) 栄養学科 3 年次 : 4 3 0 3 教室 (4 号館 3 階)
- 8) 栄養学科 4 年次 : 3 3 0 1 教室 (3 号館 3 階)

②シールドなど遮るものがない場所では、対面で食事はしない。

③食事中はしゃべらない。

(14) 体育館の利用について

感染リスクを最小限にとどめるため、以下のことを守って利用しましょう。

①利用するときは必ず換気扇を回す。※スイッチは器具庫にあります。

②試合形式の練習は控える。

③ミーティングやコーチングの際には、集まることなく距離をとって行う。

④全員が使用するボールなどは、使用前後に石けん洗浄やアルコール消毒を行い、使用後には手洗いを徹底する。

⑤接触プレーがおきるスポーツ・活動については、個人の技術練習にとどめる。

(15) グランドの利用について

感染リスクを最小限にとどめるため、以下のことを守って利用しましょう。

①試合形式の練習は控える。

②ミーティングやコーチングの際には、集まることなく距離をとって行う。

③全員が使用するボールなどは、使用前後に石けん洗浄やアルコール消毒を行い、使用後には手洗いを徹底する。

④接触プレーがおきるスポーツ・活動については、個人の技術練習にとどめる。

4. 大学外での生活について

(1) 就職活動等の道内外への移動が必要な時は慎重に行動し、不要不急の移動は自粛しましょう。

(2) 不特定多数の人と接触を避けるために、国内旅行、人数が集まる催しなどへの参加は自粛しましょう。

特に、「密閉空間で換気が悪い場所」・「手の届く距離に多くの人がいる場所」・「近距離での会話や発声を行う場所」は、感染のリスクが高いため、このような場所へ行くことは自粛しましょう。例えば、換気が悪い飲食店、遊興施設(カラオケなど)、スポーツクラブなどは感染が発生しやすい場所といわれていますので、注意しましょう。

①換気の悪い密閉空間 **②多数が集まる密集場所** **③間近で会話や発声をする密接場面**

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。

※厚生労働省 HP より

- (3)同居の家族以外の複数名で飲食するときは、マスクを外しての会話は止めましょう。特に飲酒を伴うと自然に声が大きくなり、飛沫の原因になります。本学でも、飲食時が原因となった濃厚接触者がでています。
- (4)アルバイトはそれ自体を禁止するものではありませんが、三つの密のいずれかに係るアルバイトは、当面の間、禁止とします。
- ※三つの密となりうるアルバイト例：
換気が悪いまたは接待を伴う飲食店、遊興施設(カラオケなど)、スポーツクラブ、マスク着用のできないアルバイト全般
- (5)外出をする時は、マスクを着用し、帰宅時に必ず石けんで手を洗うかアルコールで手指消毒しましょう。
- (6)自室の部屋は、窓やドアを開けるなどして十分な換気を行ってください。目安としては、2時間ごとに5～10分間。
- (7)自分自身の体調を整えるために、栄養と睡眠を十分にとり、体力の維持・増進に努めてください。

5. 感染した場合について

(1) 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生は、学校保健安全法第19条の規定により「出席停止」とします。なお、「出席停止」期間に欠席した授業科目などについては学生の不利益とならないよう適切な配慮を行います。

(2) 出席停止期間

学校保健安全法施行規則第19条第1項第1号の規定により、出席停止期間は「治癒するまで」とします。「治癒するまで」とは、保健所から待機期間の解除通知連絡があるまでです。治癒した場合は、待機期間終了日の翌日から登校を認めます。

(3) 報告の義務

感染した場合は、電話【011-792-3350】またはメールにより事務局学務課まで必ず連絡をしましょう。

連絡する内容は、

- ① 診断日
- ② 受診した医療機関
- ③ 現在の状況
- ④ 発熱および咳などの呼吸器症状や全身の倦怠感などが現れた日
- ⑤ 診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴(渡航歴がある場合は、期間、国名および都市名)または国内旅行(期間、都市名)やイベント(期間、都市名・イベント名)などへの参加有無
- ⑥ 症状などの現れた日以降における本学の関係者との接触の状況
- ⑦ 今後の見通しなどに係る医師、行政機関などの所見

です。個人情報については適切に管理します。

※「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)罹患報告書」P.20 参照

(4) 健康観察期間中の注意(厚生労働省ホームページより～8つのポイント)

- ① 部屋を分けましょう。
- ② 感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で。
- ③ マスクをつけましょう。
- ④ こまめに手を洗いましょう。
- ⑤ 換気をしましょう。
- ⑥ 手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ⑦ 汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ⑧ ゴミは密閉して捨てましょう。

※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診について

発熱(37.5℃以上)や風邪症状、味覚や嗅覚異常が出た場合

・学校を休み外出を控える(休む場合は、事務局学務課に連絡)。



かかりつけの医療機関に電話で相談

※かかりつけの医療機関が無い場合、受診・相談センターに相談

※北海道の「受診・相談センター」は次のとおり

受診・相談センター	電話番号	開設時間
札幌市保健所【受診相談】 救急安心センターさっぽろ	#7119 (011-272-7119)	24時間
旭川市保健所	0166-25-1201	24時間
函館市受診・相談センター	0120-568-019	24時間
小樽市発熱者相談センター	0570-080185	24時間
※上記以外に住んでいる方		
北海道新型コロナ感染症 健康相談センター	0800-222-0018	24時間

なお、予防策を知りたい、症状はないが不安な方、一般的な相談をしたい方は、次の窓口に相談ください。

相談窓口	電話番号	開設時間
厚生労働省電話相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	9:00~21:00 (土日祝も含む)
札幌市保健所 (新型コロナウイルス 一般電話相談窓口)	011-632-4567	9:00~21:00 (土日祝も含む)
旭川市保健所	0166-25-1201	24時間
函館市受診・相談センター	0120-568-019	24時間
小樽市発熱者相談センター	0570-080185	24時間
※上記以外にお住まいの方		
北海道新型コロナ感染症 健康相談センター	0800-222-0018	24時間

6. 濃厚接触者と判断された場合について

保健所などから濃厚接触者と判断された場合は、事務局学務課に連絡しましょう。

【TEL 011-792-3350】

(1) 健康観察期間

保健所から指示された期間、自宅待機となり、その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意しましょう。

自宅待機で欠席した授業科目などについては、学生の不利益にならないよう適切な配慮を行います。

(2) 報告の義務

濃厚接触者の場合は、電話【011-792-3350】またはメールにより事務局学務課まで必ず連絡をしましょう。

連絡する内容は、

- ①判断された日
- ②判断した機関名
- ③現在の状況
- ④感染者との接触状況
- ⑤感染者との接触日以降における本学の関係者との接触の状況
- ⑥今後の見通しなどに係る機関などの所見

です。個人情報については適切に管理します。

(3) 健康観察期間中の注意(厚生労働省ホームページより～8つのポイント)

- ①部屋を分けましょう。
- ②感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で。
- ③マスクをつけましょう。
- ④こまめに手を洗いましょう。
- ⑤換気をしましょう。
- ⑥手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ⑦汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ⑧ゴミは密閉して捨てましょう。

(4) 登校の再開について

以下の条件に当てはまらない場合は、大学にお問い合わせください。

①同居者以外が感染者の場合

保健所から指示された待機期間を終了した翌日から登校を認めます。

②同居者から感染者が発生し、感染者が入院または療養施設(ホテル等)で療養の場合

保健所から指示された待機期間を終了した翌日から登校を認めます。

③同居者から感染者が発生し、感染者が自宅で療養の場合

「感染者の療養期間が終了後」または「濃厚接触者が保健所より指示された待機期間が終了後」のどちらか終了日が遅い方の日の翌日から登校を認めます。

※参考「濃厚接触者」の定義(厚生労働省ホームページより)

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、

1. 距離の近さ
2. 時間の長さ

必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1 m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

7. 同居者が「濃厚接触者の認定をされた」または「PCR 検査を受診することになった」場合
以下のように対応をしましょう。

(1) 事務局学務課に連絡をしましょう。【Tel 011-792-3350】

(2) 自宅待機の期間

同居者のPCR検査結果が出るまで自宅待機となり、その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意してください。

※自宅待機で欠席した授業科目などについては、学生の不利益にならないよう適切な配慮を行います。

(3) 登校再開

同居者 PCR 検査結果が陰性だった場合、結果が分かった翌日から登校を認めます。

8. 「危機管理基準(別表)」に基づく危険ステージの判断

「別表」の状態が発生した場合は、状況によって定例・緊急の危機管理委員会を招集し、現状分析、判断のもとに「別表」に基づいた危険ステージの判断を行い、その内容に応じた対応となります。ただし、判断の状況によって危険ステージと基準・対応が合致するとは限りません。

別表 札幌保健医療大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機管理基準 Ver. 5

危険ステージ	基準	授業(講義・演習・実習)	学生生活・活動	校舎等の使用	教職員の勤務体制	国内外の旅行(出張を含む)	学外者
0 通常	国や北海道から特段の感染防止対策が求められていない	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
1 制限小	北海道に感染者が発生し、感染拡大防止および安全配慮が必要な場合や本学において濃厚接触者が発生する等の事象が起きた場合	感染拡大防止を講じた上で通常の対面授業を実施	三密のアルバイトは禁止	感染拡大防止措置を徹底し、使用許可	濃厚接触者を除き、感染拡大防止措置を徹底し、通常勤務	感染拡大防止措置を徹底し、許可	感染拡大防止措置を徹底し、学外者の訪問・利用に対応する
2 制限中	北海道知事から休業以外の行動規制等の要請があった場合や本学において1学科の学生から同時期に複数(教職員においては1名)の感染者が確認された場合	①感染拡大防止を講じた上で通常の対面授業を実施 ②感染者が発生した学科・年次において対面授業を一時中断し、その後の対応を協議 ③臨地実習は協議	①感染拡大防止措置を徹底し、学内活動許可 ②不要不急の外出自粛 ③三密のアルバイト禁止	感染拡大防止の措置を徹底および座席等の固定、配置変更により使用許可	感染者および濃厚接触者を除き、感染拡大防止措置を徹底し、通常勤務	不要不急の国内外旅行の自粛 ※宿泊を伴う国内外の旅行は事前に届け出ること	感染拡大防止措置を徹底し、学外者の訪問・利用に対応する
3 制限大	北海道知事から大学に対して休業等行動規制の要請があった場合や本学において両学科の学生から同時期に複数(教職員においては複数)の感染者が確認された場合	①遠隔授業を中心とした授業を実施 ②感染者が発生した学科・年次は、全ての感染者の待機期間が終了するまで登校禁止 ③臨地実習は感染者が発生した学科・年次は一時中止し、その他の年次は協議	①登校禁止以外の年次は、予約での学内活動を許可する。 ②不要不急の外出自粛 ③三密のアルバイト禁止	感染拡大防止の措置を徹底および座席等の固定、配置変更により使用許可	感染者および濃厚接触者を除き、感染拡大防止措置を徹底し、通常勤務	不要不急の国内外旅行の自粛 ※宿泊を伴う国内外の旅行は事前に届け出ること	感染拡大防止措置を徹底し、学外者の訪問・利用に対応する
4 制限最大	学内において、クラスター発生など感染拡大の危険がある場合	①全授業科目休講し、その後の対応を協議 ②登校禁止	①学内での活動禁止 ②外出の自粛 ③アルバイト禁止	使用禁止	施設維持管理職員のみ出勤	国内外の旅行の禁止	立入禁止

※危機管理基準は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて見直しを行うものとする。

9. 参考資料

体温管理表

前日または当日に下記の症状がある場合、自宅待機
・37.5℃以上の発熱または②～⑦の症状

学籍番号：	氏名：
-------	-----

日付（曜日）	/ (月)		/ (火)		/ (水)		/ (木)		/ (金)		/ (土)		/ (日)	
毎日2回検温	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜
①体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
②咳が出る														
③鼻水が出る														
④のどが痛い														
⑤体がだるい														
⑥嗅覚異常														
⑦味覚異常														
その他 (症状を記載)														
備考														

日付（曜日）	/ (月)		/ (火)		/ (水)		/ (木)		/ (金)		/ (土)		/ (日)	
毎日2回検温	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜
①体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
②咳が出る														
③鼻水が出る														
④のどが痛い														
⑤体がだるい														
⑥嗅覚異常														
⑦味覚異常														
その他 (症状を記載)														
備考														

※平熱が高い学生や持病による有症状のある学生、平熱より0.5℃以上の体温上昇がある学生については、個別に対応する。

(2) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)罹患報告書

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)罹患報告書 (学生用)

学科・年次	看護・栄養 学科	年次
学籍番号		
氏 名		

①学生からの報告日	年 月 日
②診断日	年 月 日
③受診医療機関	
④現在の状況	
⑤発熱及び咳などの呼吸器症状や全身倦怠感などの現れた日	年 月 日
⑥診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴または、国内旅行やイベントなどへの参加有無	<p>外国への渡航歴 有 ・ 無</p> <p>■期間 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>■国名・都市名</p> <p>国内旅行 有 ・ 無</p> <p>■期間 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>■都市名</p> <p>参加イベント 有 ・ 無</p> <p>■期間 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>■都市名・イベント名</p>
⑦症状等の現れた日以降における本学の関係者との接触の状況(授業などの出席状況を含む)	※濃厚接触者(想定される者を含む。)に対して情報提供を行うことへの同意の有無(有 ・ 無)
⑧今後の見通し等に係る医師、行政機関などの所見	

(3) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)濃厚接触者報告書

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)濃厚接触者報告書 (学生用)

学科・年次	看護・栄養 学科	年次
学籍番号		
氏 名		

①学生からの報告日	年	月	日
②判断された日	年	月	日
③判断した機関			
④現在の状況			
⑤感染者との接触状況			
⑥感染者との接触日以降における本学の関係者との接触の状況			
⑧今後の見通しなどに係る機関などの所見			

(4) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)PCR 検査受診報告書

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)PCR 検査受診報告書 (学生用)

学科・年次	看護・栄養 学科	年次
学籍番号		
氏 名		

①学生からの報告日	年 月 日
②PCR 検査受診を判断された日	年 月 日
③判断した機関	
④PCR検査受診日	年 月 日
⑤現在の状況	
⑥本学の関係者との接触の状況	
⑦今後の見通しなどに係る機関などの所見	
⑧PCR検査結果	